

公 募

下記の業務を行う者を公募します。応募される方は、応募要領に基づき応募してください。

記

1 件名 E T C カード利用業務(レンタカー等)

2 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省統一資格）「役務の提供等」において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている近畿地域の競争参加有資格者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (5) 仕様書を全て満たす者であること。

3 応募要領を示す場所及び日時

近畿農政局ホームページに掲載するほか、電子メール又は以下の場所で交付する。

京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

近畿農政局 会計課 借受担当

電話 075-414-9046 email:kinki_kaikei@maff.go.jp

令和8年1月13日から令和8年1月28日までの9時00分から17時00分
(ただし行政機関の休日を除く。)

4 応募期限及び応募先（問い合わせ先）

(1) 応募期限 令和8年1月29日 15時00分

(2) 応募先 上記3に準ずる。

5 その他

「近畿農政局E T C カード利用業務（レンタカー等）応募要領」5（2）の記載内容に従い、
1者に決定することとする。

令和8年1月13日

支出負担行為担当官

近畿農政局長 志知 雄一

お 知 ら せ

1 農林水産省発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規定に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合はその事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当省のホームページ

（https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf）をご覧下さい。

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。